島根県医師会テレビ会議システム運用に関する細則

1. 目的

テレビ会議システムは、県医師会と郡市医師会間の情報の共有を促進し、県医師会館及び設置地点の郡市 医師会館等で開催する諸会議、講演会、研修会等に容易に参加できるとともに、災害時、緊急時の情報発信 によるすみやかな対応を図ることを目的とする。

2. テレビ会議システム運営小委員会

- ① 適正な運営を図るため、テレビ会議システム委員会(以下「委員会」という)を置く。
- ② 委員には、参加郡市医師会の代表者を置くこととし、島根県医師会長が委嘱する。
- ③ 運営上問題が生じた場合は、委員会で協議検討し、理事会に於いて決定するものとする。

3. テレビ会議システムの運営

- ① 県医師会及び設置地点の郡市医師会等で開催する会議、講演会、研修会等のうち、テレビ会議システムの使用については次の各号による。但し、災害時、緊急時はこの限りではない。
 - (1) 県医師会各種委員会、諸会議については、会長に別紙様式1により申請し承認を得て使用することができる。
 - (2) 研修会、講演会等で、県医師会主催のものは、会長に別紙様式1により申請し承認を得て使用することができる。
 - (3) 会員が主催で、会員が出席する医会、研修会、講演会については、会長に別紙様式1にて申請し承認 を得て、定められた費用負担(会館使用料・職員時間外手当等)によって使用することができる。
 - (4) 医師会、会員の利益に関わる、その他の会合については、会長に別紙様式1にて申請し承認を得て、 定められた費用負担(会館使用料・職員時間外手当等)によって使用することができる。
- ② テレビ会議システム使用中は、プライバシーの保護のため、操作等必要な技術係員を除いて部外者の立ち入りを禁ずる。
- ③ テレビ会議システムの使用については、一週間前までに委員会に届出し、出席者を確認し、使用後にすみやかに別紙様式2により報告を行うこと。

4. 回線使用料の負担

- ① 原則として、県医師会の負担とするが、テレビ会議システム以外と回線を共用する場合は、該当の郡市 医師会の負担とする。
- ② 県医師会主催以外の場合は、受益者負担の原則に従って委員会において協議する。

5. 保守管理

当分の間、県医師会の負担とする。

6. テレビ会議システム設置場所

当分の間、県医師会館、出雲医師会館、大田市医師会館、浜田市医師会館、益田地域医療センター医師会病院、隠岐病院、隠岐島前病院の七箇所に設置する。

附 則

(施行期日)

- 1 本細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成25年11月13日一部改正、平成25年7月21日から施行する。

平成 年 月 日

島根県医師会 会長 殿

 申請者
 住所

 氏名
 印

島根県医師会「テレビ会議システム」使用承認申請書

島根県医師会テレビ会議システム使用について、次のとおり承認を受けたいので申請します。

会	議等	の名	称									
使	用	月	時	平成 年	月	月	()		時	分~	時	分
使	用		所	自相旧医好人	館	1. 会		議	室	2. 講		堂
		場		島根県医師会		3. 研		修	室			
				出雲医師会	館	1. 理	事	会	室	2. 大	ホ	ール
				大田市医師会	館	1. 会		議	室	2. 講		堂
				浜田市医師会	館	1. 応		接	室	2. 講		堂
				益 田 地 域 医 療	1. 会		長	室	2. 第	一会	議室	
				センター医師会病	院	3. 病	診	連	携室			
				隠岐病	院	1. 講			堂			
				隠 岐 島 前 病	院	1. 医	-		局			
集	合	人	員	島根県医師会館			名		雲医師?			名
				大田市医師会館			名	浜日	日市医師	会館		名
				益 田 地 域 医 療 センター医師会病院			名	隠	岐 病	院		名
				隠岐島前病院			名					
連	絡	 任	者	住 所(職名)								
				氏 名								
				電話()		_					
				島根県医師会館								
	の他、使用しようと [、] 件 及 び 装		出雲医師会館									
その		しようと	する	大田市医師会館								
物		-		浜田市医師会館								
124				益 田 地 域 医 療 センター医師会病院								
				隠岐病院								
				隠岐島前病院								

平成 年 月 日

島根県医師会 会長 殿

報告者 住所 氏名

島根県医師会「テレビ会議システム」使用報告書

島根県医師会テレビ会議システム使用について、次のとおり開催したので報告します。

会	議等	の名	称						
使	用	日	時	平成 年 月	目()	時	分~	時	分
使	用		所	島根県医師会館	1. 会	議 室	2. 講		堂
				四水水区岬五品	3. 研	修 室			
				出 雲 医 師 会 館	1.理 事	会 室	2. 大	ホ	ール
				大田市医師会館	1. 会	議 室	2. 講		堂
		場		浜 田 市 医 師 会 館	1. 応	接室	2. 講		堂
				益田地域医療	1. 会	長 室	2. 第	一 会	議室
				センター医師会病院	3.病 診	連携室			
				隠 岐 病 院	1. 講	堂			
				隠 岐 島 前 病 院	1. 医	局			
集	合			島根県医師会館	名	出雲医師会	会館		名
		人		大田市医師会館	名	浜田市医師	田市医師会館 名		
		Д		益田地域医療 センター医師会病院	名	隠岐病	院		名
				隠岐島前病院	名				
備									
			考						